

愛媛県家畜疾病情報システム構築委託業務に係る仕様書

1. 業務名

愛媛県家畜疾病情報システム構築委託業務

2. 目的

農場には家畜の生産性に大きな影響を与える様々な疾病が頻発しており、生産性向上と安全な畜産物の供給の両面から疾病を低減していく対策は必要不可欠である。

畜産農家から異常畜の通報を受けた家畜保健衛生所は、原因究明のため各種検査を実施し、検査結果に基づき対策を指導している。これまで、検査結果や指導内容、疾病発生情報については、紙での提供や、口頭連絡を行う等のアナログ対応であるため、情報の共有化が難しく、畜産現場において県が業務で収集した情報を十分に活用しきれていない可能性がある。

このような状況の中、スマートフォンやタブレットの普及により、畜産農家や農場従事者が簡易にデジタル情報にアクセスできる環境が整ったため、愛媛県では、疾病対策をできるかぎり早く行える情報基盤の整備により家畜疾病情報をデジタル化し、貴重な情報を最大限活用できる家畜疾病の簡易診断・対策システムの開発を行うものである。

本業務では、当システムの構築及び運用等について技術や実績を有する事業者により具体的な仕様等について企画提案を募るとともに、これにかかる業務を委託するものである。

3. 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

4. 委託料上限額

72,985千円（消費税及び地方消費税を含む）

5. 業務内容

機器の選定及びシステム全体の開発を行うとともに、供用開始後には愛媛県が無条件でこのシステムを利用できるよう、運用に必要となる一切の役務を提供するものである。

業務内容の詳細は下記のとおりであり、参加を申し込む者はこれを満たす企画提案をすること。

(1) 業務及び委託料に含まれるもの

この業務は、愛媛県がこのシステムを利用するために必要となる全てのものを一括して受託者から提供を受ける内容であり、愛媛県が受託者に支払う委託料には、このシステムを利用するために必要となる全ての費用が含まれるものとする。

具体的には下記の費用が含まれ、愛媛県は委託期間中、受託者に対して支払う委託料以外に別途費用を負担することなく、このシステムを無制限に利用できることを本業務委託の要件とする。

- ・システム及びアプリケーション等の開発に要する費用。
- ・システムに適合した端末等の機器の選定及びカスタマイズ並びにその設置に要する費用。
- ・通信料、サーバーに関する費用、コンピュータウイルス対策に要する費用、権利使用に伴う対価、その他システムの利用に伴って発生する諸費用（愛媛県が管理する庁舎内に設置した機器にかかる電気料金を除く）。
- ・システム及び機器の維持管理及び保守に要する費用、並びにシステムの不具合及び機器の故障の修理に要する費用。

（２）システムの構築業務

システムは、以下に掲げる要件や前提に基づき構築するものとする。

参加を申し込む者は、これを満たすとともに実用性に優れるシステムの場合を提案すること。また、目的に照らしてこれに役立つと考えられる独自の機能があれば、積極的に提案すること。

① 用語の定義

この仕様書において、次に掲げる用語の定義は以下のとおりとする。

ア 県ユーザー

システムを使用する県職員のことをいう。

イ 農家ユーザー

システムを使用する畜産農家及びその関係者のことをいう。

ウ 一般ユーザー

システムを使用するア、イ以外のユーザー（市町職員、畜産関係団体職員等）のことをいう。

エ ユーザー管理者

システムに係るユーザーの登録、機能の制限等を付与することができる県職員のことをいう。

オ ポータルサイト

システムのトップページにあたるものをいう。

② セキュリティ対策

- ・システムを利用する者（以下、「ユーザー」という。）のプロフィール情報を登録する機能を有すること。
- ・登録を行ったユーザー以外の者が使用できないよう、ID、パスワード等によるログイン認証機能を備えること。
- ・ログイン認証機能には、先の認証から一定時間が経過するまでの間、パスワード記憶する等、迅速な利用再開に資する機能を備えること。
- ・ユーザー管理者が、ユーザーに応じて使用できる機能及び閲覧に対して制限を付与することができる機能を備えること。
- ・受託者は、「愛媛県情報セキュリティポリシー」を遵守するとともに、これにかかる所要

の措置を講じなければならない。

- ・開発するシステムは、「愛媛県情報システム等構築ガイドライン」別紙5「情報システムの開発・運用に関する個別基準（データセンター・クラウド・ASP活用編）」に準拠したものでなければならない。

③ ポータルサイト

ポータルサイトには、以下の機能へ簡易アクセスできる機能を備えること。なお、各ユーザーのポータルサイトには、ユーザー管理者が許可した機能のみを表示できるようにすること。

- ア 情報発信
- イ 掲示板
- ウ 家畜疾病診断カルテ
- エ 家畜疾病検索
- オ 農家基本情報

④ 情報発信

- ・記事にはテキストのほか、画像やリンク等を含むことができるようにすること。
- ・緊急時にも対応できるよう、あらかじめ送付先をグループ化する機能及び発信文のテンプレートを保存できる機能を有することが望ましい。
- ・県ユーザーが、送信記事を保存し、送信履歴を確認できる機能を有すること。
- ・農家ユーザー及び一般ユーザーが過去の記事について検索できる機能を有すること。

⑤ 掲示板

- ・ユーザーのカメラで撮影した画像及び動画（以下、「画像等」という。）をアップロードし、送信先を指定して即時かつ相互に送受信できる機能を備えること。
- ・画像等を受信した県ユーザーは、必要に応じて、閲覧できるユーザーを追加し、閲覧者間で情報共有を行うことができる機能を備えること。
- ・ユーザーが、システム内から画像等を撮影してアップロードできること。
- ・アップロードされた画像等は、システム内に保存できるようにすること。
- ・画像等の形式は一般的な形式（画像：jpeg、png等、動画：mp4）とすること。

⑥ 家畜疾病診断カルテ

- ・県ユーザーが、家畜疾病に関する情報等を記録するカルテを簡便に入力できるプラットフォームを有し、入力したカルテはデータベースに保存されること。なお、データベースは、最低限、下表の内容を含むこと。

項目名	主な内容
家畜疾病診断カルテシート	農場 ID、発生年月日、畜種、稟告等の家畜疾病情報等 (PDF、画像等の家畜疾病診断に必要な参考情報を含む)

- ・カルテは、県ユーザーの相互で行う検査依頼フォーム及び結果回答フォームを有し、い

ずれも PDF、画像等の資料を添付できるものであること。

- ・ 県ユーザーについては、別途作成した検査回答のデータベースへの登録と、検査依頼を行った農家ユーザーに回答の送信ができ、農家ユーザーは即時に受信・閲覧できるものであること。

⑦ 家畜疾病検索

- ・ 農家ユーザーが、キーワード等を入力することにより、県内で確認された家畜疾病の情報について閲覧できる機能を有すること。
- ・ 農家ユーザーが、自農場で発生した家畜疾病について、検索・閲覧できる機能を有すること。

⑧ 農家基本情報

- ・ 県ユーザーが、農家基本情報等を記録する個票を簡便に入力できるプラットフォームを有し、入力した個票はデータベースに保存されること。なお、データベースは、最低限、下表に示す内容を含むこと。

項目名	主な内容
農場シート	農場 ID、農場所在地、飼養家畜、畜舎等
農家シート	農家 ID、農場 ID、畜種、経営区分等
人工授精シート	農家 ID、人工授精の実施者、割合等
環境シート	農家 ID、堆肥化処理の種類、堆肥利用の種類等
機械・施設シート	農家 ID、車両の有無、堆肥関連の機器種類等
購入飼料シート	農家 ID、配合飼料の利用有無、購入先等
自給飼料シート	農家 ID、飼料作付の有無、草種、面積等
鳥獣害シート	農家 ID、鳥獣害の有無、被害の種類、対策等
飼料稲シート	農家 ID、利用の有無、年間利用量等
飼料米シート	農家 ID、利用の有無、年間利用量等
稲わらシート	農家 ID、利用の有無、年間利用量等
麦わらシート	農家 ID、利用の有無、年間利用量等
子実とうもろこしシート	農家 ID、利用の有無、年間利用量等
その他シート	農家 ID、補助事業実績、資金等
指導記録簿	農家 ID、日付、指導内容、添付ファイル等

- ・ データベースに保存されるデータを、指定する各様式（PDF、csv 等）に出力できる機能を有すること。

⑨ データベース管理

各端末から登録したデータファイルを整理保存し、これを各端末から検索及び閲覧できるデータベースを構築すること。

⑩ 愛媛県データ連携基盤（以下、「連携基盤」という。）との連携

データ連携基盤と本委託事業のサービスを連携し、サービス利用によって取得可能なデータを適切な形で共有することを目指す。また、提供可能なデータについては、2次利用可能な形でオープンデータ化することで、更なる付加価値の創出を目指す。なお、連携に係る詳細な仕様については、別添「愛媛県データ連携基盤 要件定義書（エリア・データ連携基盤編）」を参照とすること。

⑪ 端末

- ・このシステムは、本委託業務により整備する専用の端末（以下、この端末を「専用端末」という。）のほか、県が独自に調達する端末（以下、この端末を「作業用端末」という。）及び個人が所持するスマートフォン等のモバイル端末等から利用するものとし、これらに要するアプリケーション等の開発を行うこと。また、アプリケーションのインストールを要する仕様を提案する場合には、各自が容易にインストールできる方法を検討し、併せて提案すること。
- ・専用端末は、愛媛県庁畜産課、県下の家畜保健衛生所並びに家畜病性鑑定機関に配備すること。
- ・専用端末では、掲示板のほか、画像や関連する資料等のデータファイルを編集して、③から⑩に係る登録作業等を行うので、これを円滑に処理できる機能と性能を有する端末を提案すること。

○専用端末設置場所

設置場所	台数
愛媛県庁畜産課	1
東予家畜保健衛生所	3
中予家畜保健衛生所	2
南予家畜保健衛生所	3
家畜病性鑑定所	1

- ・専用端末では、写真及び動画を撮影できる機能を有すること。
- ・この号に掲げた専用端末の機器は、愛媛県が所有権を取得する。上記の条件を考慮し最適と考えられる機器を組み合わせて提案すること。また、納入後ただちにシステムを利用できるよう必要なアプリケーションのインストールやカスタマイズ等を完了させたいえで納入すること。

⑫ アプリケーション

- ・ユーザーが所持するスマートフォン等のモバイル端末（以下「利用者端末」という。）からシステムを利用するために必要となる機能を備えたアプリケーションを開発すること。
- ・利用者端末においては、この項の③から⑧の機能のうち、ユーザー管理者が認めた機能のみを利用できるものとする。
- ・開発したアプリケーションはオペレーティングシステムやブラウザのバージョンアップ等によりアプリケーションの動作やセキュリティ対策に不具合が生ずることのないよう

バージョンアップを行うこと。また、各端末でアプリケーションの更新が必要な場合、ユーザーが適切な操作を行えるよう、所要の措置を講じること。

⑬ 通信回線

- ・電気通信事業者が一般の消費者に対して提供する回線網を使用すること。
- ・専用端末には、庁舎外においても高速通信を可能とするために必要となる機器を備えること。
- ・専用端末のほか、作業用端末等において高速のデータ通信が行える通信環境を整備するため、モバイル Wi-Fi ルーターを 10 台配備すること。
- ・この号に掲げた専用端末に備える機器及びモバイル Wi-Fi ルーターは、可能な限り高速通信が可能な機器を提案すること。

⑭ その他

- ・このシステムでは、緊急的に通知を確認する必要が生じ、かつ、速やかな応答が要求される場合があるため、即時かつ円滑に通知内容を確認できる性能やこれを支援する機能が必要である。特に、席を外す等、利用者が常に端末の画面を確認できる状況下にあるとは限らないため、通知に速やかに気付く機能の搭載は不可欠である。
- ・本システムは、パソコン、タブレット端末及びスマートフォンで利用することを想定し、使用する端末によって画面レイアウトが崩れないよう、自動で調整できる機能を備える必要がある。

(3) システムの運営管理業務

① 通信回線契約の締結

- ・このシステムで使用する(2)の⑧に掲げるモバイル Wi-Fi ルーターに係る通信回線利用契約は、受託者が受託者の責任において締結すること。また、その内容は、愛媛県が6に掲げる供用開始日以後、このシステムを常時利用することができるものであること。
- ・データ使用量によって通信速度が低下することなく利用できるものであることが望ましい。

② セキュリティ対策

- ・受託者は、(2)の①に掲げるセキュリティ対策の要件を満たすために必要となる所要の業務を行わなければならない。

③ 保守運用及び障害対応

- ・受託者は、愛媛県がこのシステム(愛媛県に納入した機器を含む。)を継続して利用できるよう必要な保守並びに維持管理の作業を行うとともに、障害が発生した場合には速やかに復旧させなければならない。また、システムのデータを定期的にバックアップし、障害が発生した場合のデータ損失及び破損を最小限に抑えるための対策を備えなければならない。

(4) 附帯業務

① システムの修正作業

- ・受託者は、6に掲げる供用開始後において、愛媛県が明らかに仕様を満たしていないと判断した項目について、修正作業を指示した場合には、直ちにこれに応じなければならない。また、仕様書に記載のない項目について、愛媛県が改善を要すると判断したものについては、協議のうえ、可能な限り修正作業に応じるものとする。

② 説明書の作成及び納入

- ・受託者は、このシステムの操作方法をわかりやすく解説した説明書と概略版を各 50 部ずつ作成し、指定する期日までに愛媛県農林水産部農業振興局畜産課へ納入すること。

6. 供用開始

受託者は供用開始日までにシステムを構築し、端末等の機器を直ちに運用が開始できるように整備したうえで、愛媛県に納入すること。

なお、見積書に記載する通信に要する費用は、委託契約日から委託期間の終期までに対応する経費を計上すること。

専用端末	端末数	供用開始日（予定）
タブレット端末	10	令和7年3月1日
モバイルWi-Fi ルーター	10	

7. 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について愛媛県と協議のうえ、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して愛媛県に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める実績報告書を作成し、愛媛県の検査を受けること。
- (3) 愛媛県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

8. 再委託の禁止

本業務を第三者に再委託することは原則として認めない。ただし、あらかじめ再委託しようとする者の商号又は名称、その理由、委託する内容、その他必要な事項を明記した書面により申請し、愛媛県がこれを許可した場合にはこの限りではない。

9. 機器の所有権並びに成果物の著作権その他の知的財産権

- (1) 取得を要する機器の所有権は、この業務が完了した時点をもって愛媛県に帰属するものとする。受託者は、取得を要する機器の利用にあたりライセンサーとの間で使用許諾契約の締結、あるいは、利用者の登録等を要する者については、業務完了後も引き続き愛媛県が利用できるよう所要の措置を講じなければならない。
- (2) この事業の成果物にかかる著作権その他の知的財産権（以下、「著作権等」という。）は受託者に帰属する。但し、受託者は、業務完了後も愛媛県が当該著作権等を引き続き無償かつ無期限に利用すること並びに愛媛県及び愛媛県の指定する者に対して翻案権及び著作者人格権を行使しないことに同意するものとし、これに係る義務は、当該著作権等を第三者に譲渡した場合においても当該第三者に継承させなければならない。
- (3) (2) の規定にかかわらず、このシステムの利用に伴って作成並びに保存された映像、写真、文章その他利用者が作成した全てのデータに係る著作権等は愛媛県に帰属するものとする。

10. 秘密保持

- (1) 本業務に関し、受託者から愛媛県に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
- (2) 受託者は、このシステムで行われる利用者間の通信を傍受する等、通信の秘密を侵す行為をしてはならない。また、9の(3)の規定により著作権等が愛媛県に帰属するファイルを開き、その内容を視聴または閲覧等してはならない。但し、愛媛県が事前に許可を与えた場合はこの限りではない。
- (3) 本業務に関し、受託者が愛媛県から受領又は閲覧した資料は、愛媛県の書面による了解なく公表又は使用してはならない。
- (4) 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

11. 個人情報の保護

受託者は本業務（再委託した場合も含む。）を履行する上で個人情報を扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

なお、個人情報の保護の取扱いについて疑義がある場合は、愛媛県に協議すること。